

豊築地域におけるこども向け仕事体験活動等補助金運用要領

1 目的

この要領は、豊築地域におけるこども向け仕事体験活動等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 要綱第3条第1項に規定する補助対象事業を実施するにあたっての留意事項

- (1) 市町と多様な主体との連携については、実行委員会等の設置又は体験活動実施団体への委託等によること。地域団体や特定認可法人においては、市町から共催又は後援名義の使用許可、事業の広報（ホームページ等）や場所の提供等の協力を受けて実施すること。
- (2) こどもの自立的行動習慣（自律性・積極性・協調性）を育むための活動内容とすること。
- (3) 体験活動に参加するこども及びその保護者が負担する費用は、無償又は低廉とすること。
- (4) 体験活動の安全管理を徹底すること。
- (5) 体験活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務付ける等の対策を講じること。
- (6) 体験活動で食品を扱う場合は、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて保健所の指導を受けること。
- (7) 体験活動の実施に関する一切の責任については、対象団体が負うものとする。

附則

この要領は、令和8年7月7日から施行する。